

## 「ハンセン病」について知っていますか？

### ハンセン病とは

ハンセン病は「らい菌」に感染することで起こる病気です。  
治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがありました。  
しかし現在の日本の衛生状態や医療状況、生活環境では、「らい菌」に感染することや、感染したとしても発病することはほとんどありません。早期に発見し、適切な治療を行えば、後遺症を残すことなく治すことができる病気です。



### ハンセン病の歴史

#### 差別のはじまり

◇中世～近世  
体の一部が変形するといった後遺症の特徴等から偏見や差別の対象にされることがあった。

#### 患者の隔離政策

◇明治後期（1900年代）～昭和前期（1940年代）  
患者を強制的に収容し、療養所から一生出られなくする、「ハンセン病絶滅政策」が行われ、偏見や差別が一層助長された。

#### 治療薬の登場

◇昭和前期（1940年代）～平成8年（1996年）  
有効な薬が開発され、治療法が確立されたにもかかわらず、患者の隔離政策はそのまま継続された。

#### 「らい予防法」 廃止

◇平成8年（1996年）～  
「らい予防法」が廃止され、患者隔離政策に終止符が打たれた。

### チェック

「らい予防法」による国の誤った隔離政策が廃止され、20年以上が経った今も、多くの療養所入所者や社会復帰者は「ハンセン病に対する偏見や差別が残っている」と感じています。そうした偏見や差別を解決するためには、相手の人権を尊重する気持ちを持つことが大切です。

ハンセン病についての正しい知識と理解を持つこと。これが偏見や差別をなくす第一歩です。

ハンセン病に関する相談窓口  
〈県健康推進課〉  
電話 073-441-2643  
FAX 073-428-2325

チェックリストについてのお問い合わせ  
〈県人権施策推進課〉  
電話 073-441-2566  
FAX 073-433-4540

